

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第5号

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号及び第10号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(10)まで <省略></p> <p>(11) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月から10月までの期間</u>（会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由があると市長が認めた場合には、別に定める期間）内における、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間で市長が定</p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号及び第10号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(10)まで <省略></p> <p>(11) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>7月から9月までの期間</u>（会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由があると市長が認めた場合には、別に定める期間）内における、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間で市長が定め</p>

める期間 (12)から(16)まで <省略> 2 及び 3 <省略>	る期間 (12)から(16)まで <省略> 2 及び 3 <省略>
--	---

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。